

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成１２年３月町田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第９条各号列記以外の部分中「平成２１年度から平成２３年度」を「平成２４年度から平成２６年度」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第１号中「２１，３００円」を「２６，５００円」に改め、同条第２号中「２３，７００円」を「２９，５００円」に改め、同条第３号中「３３，１００円」を「４４，２００円」に改め、同条第４号中「４７，４００円」を「５９，０００円」に改め、同条第５号中「４９，７００円」を「６４，９００円」に改め、同条第６号中「５４，５００円」を「７３，８００円」に改め、同号ア中「２００万円」を「１２５万円以上１９０万円」に改め、同条第７号中「５９，２００円」を「８２，６００円」に改め、同号ア中「合計所得金額が」の次に「１９０万円以上」を加え、同条第８号中「７１，１００円」を「９４，４００円」に改め、同号ア中「合計所得金額が」の次に「３００万円以上」を加え、同条第９号中「９４，８００円」を「１１８，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条 この条例による改正後の町田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第９条の規定は、平成２４年度以降の年度分の保険料から適用し、平成２３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）

第３条 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、新条例第９条の規定にかかわらず、３６，９００円とする。この場合における新条例

第11条第3項の規定の適用については、同項中「又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者」とあるのは、「若しくは第6号ロに該当するに至った第1号被保険者又は令附則第16条第2項に規定する第1号被保険者となるに至った者」とする。

- 2 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第9条の規定にかかわらず、47,200円とする。この場合における新条例第11条第3項の規定の適用については、同項中「又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者」とあるのは「若しくは第6号ロに該当するに至った第1号被保険者又は令附則第17条第2項に規定する第1号被保険者となるに至った者」とする。

改正後	改正前
(保険料率) 第 9 条 平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、<u>それぞれ</u>当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>26,500 円</u> (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>29,500 円</u> (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>44,200 円</u> (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>59,000 円</u> (5) 次のいずれかに該当する者 <u>64,900 円</u> ア・イ 略 (6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,800 円</u> ア 合計所得金額が <u>125 万円以上 190 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,600 円</u> ア 合計所得金額が <u>190 万円以上 300 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 <u>94,400 円</u> ア 合計所得金額が <u>300 万円以上 500 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>118,000 円</u>	(保険料率) 第 9 条 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ<u>それぞれ</u>当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>21,300 円</u> (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>23,700 円</u> (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>33,100 円</u> (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>47,400 円</u> (5) 次のいずれかに該当する者 <u>49,700 円</u> ア・イ 略 (6) 次のいずれかに該当する者 <u>54,500 円</u> ア 合計所得金額が <u>200 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 <u>59,200 円</u> ア 合計所得金額が <u>300 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 <u>71,100 円</u> ア 合計所得金額が <u>500 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>94,800 円</u>